

食安輸発第1012001号  
平成19年10月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成19年10月3日付け食安輸発第1003005号）にて通知したところですが、今般、輸入時の自主検査において、チリ産生鮮レモンから基準値を超えるイマザリルを検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく願います。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

#### 記

1. 製品検査の対象食品  
チリ産レモン
2. 検査の項目  
イマザリル
3. 検査の頻度  
輸入者に対し、輸入届出ごとの全ロットについて製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法  
平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号別表2の3によること。
5. 検査の方法  
平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由  
使用基準（0.0050g/kg）を超えてイマザリルが残存するおそれがあるため。
7. 備考  
基準値を超えてイマザリルを検出した場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。